

## 農地法に基づく許可申請等の添付書類（3条4条5条）

◎注意：許可案件の申請は、毎月15日締切（土日祝の場合その前日）  
原則翌月5日（土日祝の場合その翌日）の総会で審議。  
届出案件は随時受付、約2週間後に受理通知書を発行。

八幡市農業委員会

添付書類名	3条	4・5条		備考
	許可	届出 <small>市街化区域</small>	許可 <sup>※(1)(2)</sup> <small>市街化調整区域</small>	
土地登記全部事項証明書	1部	1部	2部	原本
公図の写し	1部	1部	2部	インターネット公図でも可
土地の位置図	1部	1部	2部	インターネット上の地図や住宅地図等でも可
申請人の住民票	1部	1部	2部	
法人の場合	履歴事項全部証明書	1部	1部	原本
	定款・寄付行為の写し	1部	2部	
	議事録の写し	1部	2部	
開発許可の写し		※(4)	※(4)	都市計画法29条・500㎡以上
土地改良区の意見書（受理書）		1部	2部	申請地が土地改良区域内の場合
換地証明書		必要時		
仮換地指定図		必要時		
資金証明書			2部	残高証明書等
工事費見積書			2部	
同意書	用排水関係			
	隣接農地所有者		1部	2部
官民境界確定図面等		必要時	必要時	
耕作証明書	1部			譲受人（借人）が市外在住の場合
営農計画書	1部			
土地利用計画図		1部	2部	平面図・盛土断面図・排水計画を記入
建物配置図・平面図・立面図		1部	2部	土地利用で建物がある場合
<small>（資材等置場・駐車場）利用状況調 利用計画書</small>		1部	2部	資材等置場・駐車場の場合
転用事業に必要な資格・免許写し			必要時	建売住宅の場合宅地建物取引業登録の写し等
遺産分割協議書	必要時	必要時	必要時	相続未登録の場合
誓約書（3年耕作）	1部			
小作地に関する合意解約書	2部	2部	2部	関係権利者がいる場合
仮登記・抵当権者抹消承諾書	1部	1部	2部	関係権利者がいる場合
資格審査の調査結果	1部			
委任状	1部	1部	2部	代理人が土地所有者から委任を受けて申請の場合

※(1) 4・5条許可 3,000㎡以上 府農業会議現地調査

※(2) 4・5条許可 4ha以上 3部必要（国との協議のため）

※(3) 申請内容によっては、別途添付書類等が必要になる場合もあります。

※(4) 「開発許可の写し」は、届出申請の場合は京都府の開発許可書の写し、許可申請の場合は京都府の申請受付印のある開発行為許可申請書かがみの写しの添付がそれぞれ必要になります。